

宴会・催事規約

株式会社パレスエンタープライズ

運営ホテル

パレスホテル大宮

パレスホテル立川

宴会場ご利用についての規約<宴会・催事規約>

株式会社パレスエンタープライズの運営するパレスホテル大宮及びパレスホテル立川（以下『当ホテル』と称します）では、ご宴会または催物（以下『宴会等』と称します）の契約及び宴会場のご利用に関して、以下の通り定めております。

つきましては、当ホテルがお客様と宴会等に関して締結する契約は、この規約によるものとさせていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

但し、個別の契約において当ホテルとの間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うこととします。

なお、この規約に定めない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

1. お申込み

当ホテルに宴会等のお申込みを希望されるお客様は、次の事項をお申し出いただけます。

- ①お申込み者のご氏名
- ②お申込み者のご連絡先
- ③宴会等のご利用日時
- ④宴会等の内容及びご利用人数
- ⑤その他ホテルが必要と認める事項

2. 宴会時間と追加室料

宴会場等の使用時間は事前にホテル係員と取り決めた時間内と致します。この時間を超過した場合は追加室料を頂戴致します。但し、次の宴会場使用時間との関連で、ご使用時間の延長に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

3. 有料人数の最終確認

お料理等をご用意する人数（以下『有料人数』と称します）の最終確定は、宴会等開催日の2日前の正午までに、ホテル宴会担当者にご連絡ください。

それ以降は全て手配が完了致しておりますので、宴会等開催日に出席者が有料人数より減少した場合でも、最終有料人数分の料金をご請求させていただきます。

4. 内金

宴会等のご予約確認後、ホテルの指定日までに内金をお支払いいただきます。内金の金額はご宴会等お見積り総額に基づいてホテルより提示させていただきます。

（ただしご婚礼のお申込金については一律10万円とさせていただきます。）

5. 取消料と期日変更料

お客様のご都合により、すでにご予約いただいた宴会等をお取消しされる場合または期日変更される場合には、下記の通りお取消料または期日変更料を申し受けます。（日数はお申し出をいただいた日より起算致します）

〈ご婚礼ご披露宴のお取消料と期日変更料〉

◎開催日の91日前までの間…お申込金の全額

◎開催日の90日前から31日前までの間……お申込金の全額とその他実費全額

◎開催日の30日前から8日前までの間……お申込金の全額と決定料理・飲物・室料のお申込人数分（未定の場合は、お一人様2万円×お申込人数分）の20%とその他実費全額

◎開催日の7日前から前日までの間……お申込金の全額と決定料理・飲物・室料のお申込人数分（未
定の場合は、お一人様2万円×お申込人数分）の50%とそ
の他実費全額

◎開催日当日……お申込金の全額と決定料理・飲物・室料のお申込人数分の
80%とその他実費全額

※但し、お申込みの日より7日に満たないお取消しにつきましては、お申込金の全額を返金させてい
ただきます。

※取消料・期日変更料の内、その他実費には別途規定の税金が加算されます。

※「その他実費全額」とは外部委託会社に手配した、挙式、印刷物・衣裳・美容・引出物・装花・音響・
照明・司会者・写真映像関係等一切の費用を指します。

〈展示会のお取消料と期日変更料〉

◎開催日の60日前から8日前までの間……ご予約された室料（正規料金）の50%とその他実費全額

◎開催日の7日前から前日までの間……ご予約された室料（正規料金）の80%とその他実費全額

◎開催日当日……ご予約された室料（正規料金）の全額とその他実費全額

※取消料・期日変更料の内、その他実費には別途規定の税金が加算されます。

※「その他実費全額」とは外部委託会社に手配した、印刷物・衣裳・美容・引出物・装花・音響・照明・
司会者・写真映像関係・レセプタント・アトラクション等一切の費用を指します。

〈上記以外の宴会・会議のお取消料と期日変更料〉

◎開催日の90日前から61日前までの間……ご予約された室料（正規料金）の30%とその他実費全額

◎開催日の60日前から31日前までの間……ご予約された室料（正規料金）の40%とその他実費全額

◎開催日の30日前から8日前までの間……宴会等の最新の見積額（または打合せ金額）の60%とそ
の他実費全額

◎開催日の7日前から前日までの間……宴会等の最新の見積額（または打合せ金額）の80%とそ
の他実費全額

◎開催日当日……宴会等の最新の見積額（または打合せ金額）の100%とそ
の他実費全額

※取消料・期日変更料の内、その他実費には別途規定の税金が加算されます。

※「その他実費全額」とは外部委託会社に手配した、印刷物・衣裳・美容・引出物・装花・音響・照明・
司会者・写真映像関係・レセプタント・アトラクション等一切の費用を指します。

6. お支払い

ホテルより提示する概算見積金額を、宴会等の開催日の7日前までに現金、クレジットカードまたは銀
行振込にてお支払いください。残金につきましては、開催日または開催日から14日以内にご精算いた
だきます。

7. 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する装飾・余興・看板・音響・照明およびレセプタント等につきましては、ホテル指定の
業者をご利用ください。お客様のご都合でホテル指定業者以外の会社に直接手配される場合は、宴会等
を円滑に運営するため、事前にホテル側の了解を得た上でお手配ください。（ホテルの事前の同意を得ないで、
直接業者にご依頼なされることはご遠慮ください）

また、お客様は宴会等を決定される場合にもホテル担当係員と設備等につきまして十分お打合せくだ
さい。その際、施工業者名、作業責任者名、施行人員、搬出入時間をお届けください。

8. お客様が手配した業者に対する指示

ホテルの了解のもとに、お客様が直接ご依頼された業者が行う宴会等に関する装飾・音響・照明等の機
器および材料の搬入・搬出、または看板等のサイズ・表示内容・その取付方法等の決定、あるいは設置場

所・設置時間等につきましては、ホテルの美観、他の宴会等をご利用のお客様の状況をふまえて一定のルールの下に実施していただくようホテルがその業者の方々にご指示申し上げます。お客様側よりも、その旨ご連絡ください。

なお、当ホテル係員・ホテル協力会社係員の立会いが必要な場合には、立会い人件費を頂戴させていただきます。

9. 第8項に携わる損害賠償

お客様の関係者あるいはお客様が直接手配された業者は、ホテルの施設、什器備品類を破損、損傷させることのないよう十分ご注意ください。万一ホテルの施設、什器備品等に破損・損傷等の損害が発生した場合には、お客様あるいはお客様が直接手配された業者にすみやかに修理していただくか、その損害を賠償していただきます。

10. 宴会場利用客の責任

宴会場利用客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宴会場利用客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

11. ホテル施設内における事故・盗難及びクローク預かりの注意点

ホテル施設内においてお客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、ホテル側は一切責任を負いかねますのでご了承ください。クロークにて宴会等実施当日にご出席されるお客様のお荷物などをお預かりさせていただくサービスを行っておりますが、現金、貴重品などの高価品及びお預かりにより破損する可能性のある物のお預かりはお断りさせていただいております。

12. 宴会場利用契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会等の契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宴会等に出席する利用客の中に次に該当するものがあるとき

- ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団および指定暴力団員等またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等」という)
- ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
- ③暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員
- ④法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者

(2) 当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき

(3) 当ホテル若しくは当ホテルの職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき

(4) この宴会・催事規約に違反、または違反する恐れがあると判断したとき

13. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止行為になっておりますのでご遠慮ください。

- ①大音量を発するものの持込み
- ②盲導犬・介助犬・聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持込み
- ③発火または引火性の物品や危険物の持込み(クラッカー等)
- ④悪臭を発するものの持込み
- ⑤法令または公序良俗に反する行為および他のお客様の迷惑となる行動
- ⑥ホテル備品の移動
- ⑦ご予約時の使用目的以外のご利用
- ⑧申込者以外への転売行為
- ⑨ホテルの許可を得ていない飲食物の持込み
- ⑩清掃に時間の掛かる行為(紙ふぶき・フラワーシャワー等)
- ⑪ホテルの許可を得ていない電源コンセントの使用

⑫その他法令で禁じられている行為

14. 解約

次の項目の場合は、宴会等のご予約をホテル側より解約させていただくことがございますので、予めご了承ください。

なお、解約させていただく際にも、すでにご注文済みの実費等は、お客様にご負担いただきますので予めご了承ください。

- (1) 宴会等に出席する利用客の中に次に該当するものがあるとき
 - ①暴力団等
 - ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
 - ③暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員
 - ④法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者
 - ⑤病毒伝播の恐れのある伝染病等の疾患に罹った方
- (2) 当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (3) 当ホテル若しくは当ホテルの職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- (4) この宴会・催事規約に違反、または違反する恐れがあると判断したとき
- (5) 天災その他、当ホテル側の責任に帰することの出来ない事由により、会場の使用が出来ない場合

15. 免責事項

以下に定める事由に該当する場合には、お客様、当ホテル双方とも免責とさせていただきます。

- ①天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及び当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により、宴会場の全部または一部が滅失もしくは毀損するなど宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき
- ②法令、または法令に基づく公権力の行使、もしくは関係官庁の指導等による宴会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生するなど、お客様及び当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により、宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき

16. その他

- ①太鼓等の打楽器及びバンドの演奏につきましては、他会場に影響を与えるため、ご使用をご遠慮いただく場合がございますので予め係員にご確認ください。
- ②お客様がお申込みまたはお打合せ時点での宴会場の設備、装飾、調度品、食器類等に関しましては変更が生じる場合がありますので、予めご了承くださいませようお願い致します。
- ③お車を運転されるお客様の飲酒は、固くお断りいたします。
- ④お客様が宴会等にてお持込になられる物品につきましては、当方にて可能な限り最善の方法にて保管を致しますが、物品によりましては気温、湿度の変化や想定外の原因により形状の変化や破損が生じる可能性がございます。
当ホテルの責に帰することの出来ない事由による破損等につきましては一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

以 上